

対象となる作物(品目)は大豆、そば、ホップ、蚕繭

加入できるのは

大 豆 …… 白大豆と黒大豆それぞれの栽培面積が5a以上の農家

(枝豆は加入できません。)

そ ば …… 秋そばの栽培面積が5a以上の農家

ホップ …… 栽培面積が5 a 以上の農家 蚕 繭 …… 春 蚕 繭 1 箱以上掃立農家

> 初秋蚕繭 0.5箱以上掃立農家 晚秋蚕繭 0.5箱以上掃立農家

※加入に当たっては、個々の農業者(個人又は法人)のほか、一定の要件を備えた 特定農業団体、農業生産組織もその組織単位(農業共済資格団体)で加入できます。(19頁掲載内容参考)

加入できる方式は 作物ごとに加入できる方式は、表のとおりとなります。

作物名	引受方式	補償内容	補償割合				
	一筆方式	耕地ごとに基準収穫量の3割を超える減収があった ときに共済金を支払う方式	7割				
大 豆	半相殺方式 農家ごとに被害耕地の減収量の合計が、基準収穫量 の合計の2割を超えるときに共済金を支払う方式						
	全相殺方式	農家ごとの減収量が、基準収穫量の1割を超えると きに共済金を支払う方式	9割				
そ ば ホップ	全相殺方式	農家ごとの減収量が、基準収穫量の2割を超えると きに共済金を支払う方式	8割				
蚕繭	全相殺方式	農家ごとの減収量が、基準収繭量の2割を超えると きに共済金を支払う方式	8割				

⁽注)大豆・そばの全相殺方式は、概ね全量を農協等へ出荷し、農協等の出荷資料から収穫量が適正に 把握できる農家の方のみ加入できます。

対象となる災害は

(大豆・そば・ホップ・蚕繭の桑葉)

風水害、干害、冷害、凍霜害、 ひょう害その他気象上の原因 (地震及び噴火を含む)による災害、 火災、病虫害、獣害及び鳥害(蚕繭の 桑葉は除く)

(蚕繭の蚕児)

風水害、地震又は噴火による災害、 火災、病虫害及び鳥獣害

補償される期間は

- ▶大豆、そば、ホップ……発芽期(移植をする場合は移植期)から収穫適期に刈取り、 圃場から搬出するまでの期間
- 蚕 繭…… 桑の発芽期(春蚕繭については、前年の12月10日)から、収繭するまでの期間

共済金額(契約補償額)は

加入する方式ごとに、次により算出します。

全相殺方式 (ホップ・そば・蚕繭)

共済金額=農家の基準収穫(繭)量の8割×kg当たり価格

全相殺方式(大豆)

共済金額=農家の基準収穫量の9割×kg当たり価格

半相殺方式 (大豆)

共済金額=農家の基準収穫量の8割×kg当たり価格

一筆方式(大豆)

共済金額=耕地の基準収穫量の7割×kg当たり価格

※kg当たりの価格は、過去一定期間の販売価格を基として、毎年農林水産省より示されます。

※なお、大豆・そばに関しては経営所得安定対策の実施にともない、畑作物の直接支払交付金の数量払に相当する金額が加味されており、畑作物の直接支払交付金申請者と申請者以外とでは適用できるkg当たり価格が異なります。

※kg当たり価格(平成26年産適用価格)について、畑作物の直接支払交付金申請者は5つのランクから選択できます。

		白大豆	交付申請者(選択)	294円	265円	235円	206円	176円	そ	交付申請者(選択)	498円	448円	398円	349円	299円
フ	/=	(±±=	交付申請者以外	101円				ば	交付申請者以外	186円					
豆	, I	(育天豆呂)	種子用大豆	453円				ホップ	2,050円						
	黒大豆		254円				蚕繭		1,960円						

算出例

以下、大豆共済を例に畑作物の直接支払交付金申請者について「10a当たり共済金額」の算出例を紹介します。(10a当たり基準収穫量:基準単収150kg、kg当たり価格294円とした場合)

全相殺方式の場合	基準単収	補償割合 kg当たり (画格 10 a 当たり共済金額
	150kg	× 0.9 × 294	4円 = 39,690円
半相殺方式の場合	基準単収	補償割合 kg当たりイ	西格 10 a 当たり共済金額
	150kg	× 0.8 × 294	1円 = 35,280円
一筆方式の場合	基準単収	補償割合 kg当たり1	m格 10 a 当たり共済金額
	150kg	× 0.7 × 294	円 = 30,870円

※事例は平成26年産適用価格

掛金の算出は 掛金 = 共済金額 × 掛金率

掛金のうち、大豆、そば、ホップは55%、蚕繭は50%を国が負担します。

[算出例:大豆]

10 a 当たり基準収穫量150kg、kg当たり価格294円で引受方式ごとに算出した場合。

◆組合別引受方式別農家負担掛金の目安(交付金申請者の例 白大豆:10a当たり)

組合名	全相殺方式 (9割補償)	半相殺方式 (8割補償)	一筆方式 (7割補償)
盛岡地域	1,983円	1,350円	1,098円
岩手中部	2,286円	1,556円	1,265円
胆江地域	1,572円	1,064円	861円
磐井	2,733円	1,858円	1,514円
東南部	1,822円	1,238円	1,000円
宮古地域	1,483円	1,000円	820円
岩手北部	2,947円	2,001円	1,625円

⁽注1)組合の平均的な目安です。畑作物共済(大豆)では26年産から危険段階基準共済掛金率を導入しているため、農家個々に負担いただく掛金は異なります。

共済金の支払いは 共済金 = 共済減収量 × kg当たり価格

共済金は、次により算定します。

全相殺方式の場合(ホップ・そば・蚕繭)

共済減収量

共済金 = (農家の減収量-農家の基準収穫(繭)量×0.2) × kg当たり価格

全相殺方式の場合(大豆)

共済減収量

共済金 = (農家の減収量-農家の基準収穫量×0.1) × kg当たり価格

半相殺方式の場合(大豆)

共済減収量

共済金 = (農家の減収量-農家の基準収穫量×0.2) × kg当たり価格

一筆方式の場合(大豆)

共済減収量

共済金 = (耕地ごとの減収量-基準収穫量×0.3) × kg当たり価格

◇共済金の計算例

交付申請者の例

大豆 面積10a 基準収穫量150kg 収穫量75kg kg当たり価格294円とした場合の方式ごとの比較

全相殺方式

減収量 基準収穫量×1割 kg当たり価格 共済金 〔(150kg-75kg)-(150kg×0.1)〕×294円=17,640円

半相殺方式

減収量 基準収穫量×2割 kg当たり価格 共済金 [(150kg-75kg)-(150kg×0.2)]×294円=13,230円

一筆方式

減収量 基準収穫量×3割 kg当たり価格 共済金 〔(150kg-75kg)-(150kg×0.3)〕×294円= 8,820円

無事戻し

掛金は掛け捨てではありません。被害が少ない場合は「無事戻し金」として 掛金の一部をお返しします。

⁽注2)農家負担掛金の他に賦課金を加えた額を組合に納入していただくことになります。